

平成 14 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等の実施状況等の内容（西企画第 147 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービス提供に係る業務関連）

1．ネットワークのオープン化

接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項はありませんでした。

また、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等について、以下のとおり公表しております。（添付資料 1）

（1）説明会による公表

平成 15 年 2 月 28 日 ：電気通信事業者に対し、県間中継光ファイバの相互接続手続き等について説明会を実施
・参加事業者：87 社（147 名）

（2）ホームページによる公表

平成 15 年 2 月 28 日～：「県間中継光ファイバに関する情報」として、提供区間、提供条件（料金）、手続き等を公表

2．ネットワーク情報の開示

当社の高速 A T M リング専用サービスとの接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者からの要望はありませんでした。

なお、高速 A T M リング専用サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 2）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、接続協定に定めることとしておりますが、平成 14 年度は該当がありませんでした。

3．必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者からの要望はありませんでした。

4．営業面でのファイアーウォール

(1) 公正な競争が阻害されることのないよう配慮した措置

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 14 年度においても継続して実施しております。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達（情報の適正利用に関する規程（平成 11 年 7 月 1 日制定）。以下同じ。）社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 3）

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 3）

- ）お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ）ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

平成 14 年度社員向け説明会の実施状況

平成 14 年 10 月～平成 14 年 12 月において、全 16 支店の管理者・主査等を対象に、公正競争に関する説明会を実施。

5．不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、会計を分計しております。

6．関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、他事業者等から I R U で調達するのではなく、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1．ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

7．利用状況

平成 14 年度末現在、兵庫県様にご利用いただいております。

以上

添付資料一覧

添付資料№	資 料 項 目	
1	県間中継光ファイバ設備に関する情報	
2	「高速ＡＴＭリング専用サービスとの接続に必要なインターフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
3	「情報の適正利用に関する規程」概要	
	社員向けパンフレット	

資料 1、3 については、経営情報等を含むため公表を差し控えさせていただきます。